岐阜市上下水道事業部職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年11月20日

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道事業部長　　島　邊　恒　之

岐阜市上下水道事業部管理規程第７号

岐阜市上下水道事業部職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

岐阜市上下水道事業部職員の特殊勤務手当に関する規程（平成13年岐阜市水道部管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（災害応急作業等手当） 第8条　（略） 2　前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として管理者が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,440円）とする。 (1)・(2)　（略） (3)　前項第2号の作業　1,120円 (4)　前項第3号の作業　1,120円以内において、それぞれの作業に応じて管理者が定める額 3　（略）	（災害応急作業等手当） 第8条　（略） 2　前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として管理者が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円）とする。 (1)・(2)　（略） (3)　前項第2号の作業　840円 (4)　前項第3号の作業　840円以内において、それぞれの作業に応じて管理者が定める額 3　（略）

附　則

この規程は、公布の日から施行する。